

平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

No.247
2023年
1月号
(1月5日)

- 発行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
 - 〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階
 - Tel:082-503-5855 FAX:082-294-4555
 - E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
 - 広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
 - ブログ：<http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/>
- ー子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！ー

発行責任者
大瀬敬昭
(事務局長)

核兵器廃絶へ道筋つける1年へ

岸田政権が発足したのは2021年10月。宏池会でハト派、そして広島出身ということから、安倍・菅政権から脱却し、自民党とはいえども多少は「まとも」な政治が行われるものと期待をしていた方もいたでしょう。

しかし、この1年数か月というわずかの間に、そうした期待は完全に裏切られました。とりわけ、①低賃金と物価高により国民生活は疲弊し続けていますが、「新しい資本主義」の姿も見えてきません。②核兵器禁止条約に背を向け続け、締約国会議にオブザーバーですら参加しようとしません。③福島原発事故の教訓を全く学ぶことなく、またも原発の増設へと大転換。④そして、敵基地攻撃能力の保有による安全保障政策の転換。ロシアのウクライナ侵攻、北東アジアでの緊張の高まりを「利用」し、戦後日本の平和主義を支えてきた専守防衛をいとも簡単に投げ捨てるもので、決して容認できるものではありません。

5月にはサミットがこの広島で行われます。G7の国々の価値観で世界を動かそうとするサミットそのものに問題はありますが、被爆地ヒロシマで開くからには、最低でも核兵器廃絶への道筋をつけるG7とすべきであり、そこに日本の役割もあります。

「期待」はできませんが、そうせざるを得ない世論を作り出すための努力が、私たちにも問われる1年となります。

《今後の主な予定》

- 1月16日(月) 県原水禁常任理事会(自治労会館 18:00)
- 1月18日(水) 部落解放県共闘会議幹事会(エコード広島 18:00)
- 1月19日(木) 広島総がかり行動街宣(本通り青山前 17:30)
- 1月24~25日 中国ブロック平和フォーラム会議(米子市)
- 1月27日(金) ネバダデー座り込み(慰霊碑前 12:15~45)
- 〃 第92回広島県原水禁総会・学習会(自治労会館 18:00)
- 2月 3日(金) 広島総がかり行動街宣(本通り青山前 17:30)
- 2月 7日(火) 被爆2世広島裁判判決
- 2月11日(土) 2.11ヒロシマ集会(弁護士会館 10:00)

12.8 不戦の誓いヒロシマ集会

太平洋戦争の開戦から81年の12月8日、「12・8不戦の誓いヒロシマ集会」が、広島市弁護士会館で約70人の参加で開かれました。

主催者を代表してあいさつした、憲法を守る広島県民会議の山田延廣代表委員（弁護士）は、岸田政権が進める敵基地攻撃能力の保有を始めとした軍事力の強化に対し、「この国は今、国家総動員体制を作り上げようとしている」「これまで国内外に専守防衛と言ってきたことが帳消しになる。この国がどうなるのか、想像し、一人ひとりが抗議の声を上げなくてはならない」と訴えました。



講演は、「日中国交正常化 50 年 『一つの中国』論、反覇権条項、尖閣諸島問題」と題して内田雅敏弁護士から行われました。

内田弁護士は、現在の日中間が尖閣諸島をめぐる領有権問題を始め、緊張状態が続いていることを強く憂慮し、緊張緩和のために求められる点として、両国間で交わされた様々な合意に立ち返る重要性が述べられました。

その一つが、1972年、日中国交正常化にあたって行われた日中共同声明です。そこでは、「日本側は、過去において、日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と、戦争への謝罪が表明されており、また、「両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるべきでなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する」と覇権主義を強く非難していることが紹介されました。

そして、こうした両国の合意はその後も続き、1978年の日中平和友好条約の際には条文にこそ書かれませんでした。尖閣諸島の領有権問題を「棚上げ」することが「暗黙の了解」となっていたことを当時の新聞などの報道から紹介されました。

また、両国はその後、「東海の問題については、両国は係争を棚上げし、共同開発する原則に則って、協議のプロセスを積極的に推進し、相違点の平和的解決のための実質的なステップを踏み出して、東海を平和・友好・協力の海にすべきです」（2007年4月、温家宝首相の日本国会演説）「双方は互いの協力パートナーであり、互いに脅威とならないことを確認」（2008年5月、「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」）など、「安定した両国関係が、わずか10数年前までは続いていた」と指摘されました。

その上で、2010年の中国漁船の重視船への体当たり、2012年の石原都知事による尖閣諸島問題の挑発と国有化、そして2013年の安倍首相の靖国神社参拝へと続く関係悪化。その間には、民主党政権時、当時の前原外相が「棚上げ論」を認めず、「尖閣諸島が日本固有の領土である…領有権の問題はそもそも存在しません」との公式見解が出され、「これが現在の日本政府の見解」となっていることが述べられる一方、「両国で合意してきた約束を、両国ともに守っていかなくてはならない」と強調されました。

その上で領土問題については、「『領土問題』を、純然たる『領土』の問題だと考えると、

互いに、国内事情から譲ることが困難となり、最終的には武力による『解決』ということになる。そこには勝者と敗者しかない。…領土問題は今日では、領土というよりは資源問題である。…双方に見解の相違があることを認めたくえて、…共同で開発、活用する。これ以外に解決の方法はない」などと提起されました。



原爆ドーム世界遺産登録記念集会であいさつする箕牧智之の被団協理事長（12月7日原爆ドーム前）

集会は講演の後、「今を生きる私たちは、先人が守ってきた『戦争をしない国づくり』を誇りをもって続けなければなりません。ヒロシマに暮らす私たちがその先頭に立つことを確認し合い『不戦の誓い』とします」との集会アピールを採択しました。

世界人権宣言74周年記念広島集会

世界人権宣言74周年記念広島集会（主催＝集会実行委員会）が12月3日、三原市本郷生涯センターで約200人が参加して開かれました。

主催者を代表してあいさつした石岡修実行委員長は、ロシアのウクライナ侵攻を始め、世界中で戦争や迫害、自然災害によって国外に避難を余儀なくされている人が1億人を超えている現状を紹介し、『世界人権宣言』に凝縮された『人権』と『平和』の統一的把握こそが、人類が生存していくための『共通の価値観』であることを、世界の為政者に向けて声高に訴えていかなければならぬ」と指摘しました。また、国内において差別発言やヘイトクライムが事実上野放しにされている現状に触れ、「差別禁止法の実現を求める声を上げよう」と訴えられました。



続いて行われた基調報告では、山下真澄実行委員会事務局長が、「軍拡競争に頭を突っ込んでいくのが自公政権の方針。武力で平和は守れない。サッカーワールドカップで日本が闘ったコスタリカは軍隊を持たない国だが学ばないといけない」と、岸田政権の進める軍事増強政策に懸念を表明しました。

また、示現舎裁判で勝利した結果について、「勝訴した理由はプライバシー権の侵害と

いうだけで、勝訴ではあるが問題点の大きい判決」と指摘した上で、「差別を禁止する法律がないことこそ問題。包括的な差別禁止法を作らなくてはならない」と課題が提起されました。

講演は、「弁護士活動を通して思う日本の人権状況」と題して、狭山事件や示現舎裁判で弁護を務める河村健夫弁護士から問題提起がされました。

河村さんは、学生時代に介助のボランティアや路上生活者支援に関わってくるなか、弁護士をみざすようになってきた自身の経験を紹介し、狭山差別事件や示現舎差別事件の問題点を指摘しました。

その中では、「示現舎裁判判決で裁判所が認めたのは、プライバシー権と名誉権。差別されない権利は認められなかった」と指摘し、「権利としての主張には、裁判所は反応しない、冷たくなる」と日本の司法の問題点を述べられました。

その上で、「世の中一気に変えるのは難しいが、足を止めてはならない。一歩でも半歩でも、人権を充実させていくことが必要」と課題が指摘されました。

部落解放共闘39回全国交流会・総会を開催

12月7～8日、福岡県福岡市内で部落解放共闘第39回全国交流会および部落解放地方共闘全国連絡会議第39回総会が開かれ、広島県からは、頼信直枝県共闘事務局長（広教組）を始め3人が参加しました。

交流会開会にあたりあいさつした組坂繁之議長は、「歴史的に部落民は労働者の沈め石としての役割を果たさせられた。共闘会議が結成され、初めて労働運動と解放運動が結びついて今がある」など、解放共闘運動の意義を強調しました。

基調提案に続いて、滋賀県共闘会議から「就職差別撤廃と統一応募用紙の取り組み」と題して特別報告がされました。

この中では、多くの企業が就職応募用紙に、本籍地・出生地・家族構成などの記入を求める「社用紙」に代わり、「本人の努力では解決できない項目をなくした『統一応募用紙』を作成し、企業の人権侵害行為をやめさせる取り組みが行われてきたことが紹介されました。

続いて、活動交流として神奈川・岐阜・京都・広島・香川・宮崎の6府県から取り組みの報告がされました。

広島の報告は、頼信事務局長。県共闘として狭山再審を求めるはがき行動を行ったことや、狭山事件第3次再審請求で鑑定人尋問の実施を求める緊急署名を取り組んでいること。さらには、就職差別につながるおそれのある事象が、広島県ではわずか6件しか報告されていない現状に触れ、「面接時に不適切な質問があっても、それを把握できなくなっている可能性が大きい」とし、その改善に取り組む決意が述べられました。



8日には、総会をもって退任される組坂議長が「わたしの部落解放運動とこれからの解放共闘の任務」と題して講演。

組坂さんはこの中で、ウクライナへのロシア侵攻や、日本での軍事力増強の動きを取り上げ、「今、平和が危うい。世界が戦争か平和かの岐路に立っている」と指摘するとともに、正規と非正規、在日朝鮮人と日本人、部落民と部落民以外の人々など、「お互いがいがみ合わされる社会になっている」とし、「そういう世の中を変えないといけない」「分裂支配を許さない、これが共闘会議の存在理由。職場だけでなく地域でも人権に街づくりを進めて行かなくてはならない」と課題が指摘されました。

続いて行われた総会では、組坂議長に代わって西島藤彦新議長（部落解放同盟委員長）が新たに選出されるなど、新体制を確認しました。

日朝友好県民の会が総会・学習会 朝鮮学校への支援金も贈呈

日朝友好広島県民の会は12月15日、広島市・留学生会館で2022年度総会および学習会が、日本側・朝鮮側合わせて63人が参加して開かれました。

総会開会にあたって共同代表の足立修一弁護士は「高校無償化裁判が終わったが、自治体からの補助金再開などを求め、引き続き学校への支援を強めなくてはならない」と呼びかけました。

議案討議では、大瀬敬昭事務局長から経過報告と活動方針、決算・予算、また森脇浩二さんから会計監査報告が行われ、全体の拍手で承認されました。また、次年度役員として、足立修一弁護士とともに、新たに高橋克浩平和運動センター議長を共同代表として選出するなど、新役員を決定しました。

総会終了後、11月7日に行われた「金剛山歌劇団 2022年アンサンブル公演～あの空に～」で広告やチケット代として得た1,392,000円を、支援金として広島朝鮮初中高級学校の金令姫校長代理に贈呈しました。

続いて行われた学習会は、「朝鮮学校『無償化』排除に反対する連絡会」共同代表の長谷川和男さんから「裁判闘争後の闘いの再構築に向けて」と題して講演を頂きました。

長谷川さんはこの中で、「教員として生徒に『差別はいけない』と言いながら、自分自身の中でわだかまりを抱えていた」など、朝鮮学校に関わるようになってきた自身の思いが紹介されました。

その上で、「相手を知る、友人になる。これが、差別意識やわだかまりをなくしていくことになる」と指摘。「裁判では負けたが、子どもたちは必至で学んでいるし、先生は民族教育を守ろうと頑張っている。地域の子どもは地域で守るということを再構築し、補助金の復活を始めとした課題に取り組んでいかなくてはならない」と訴えました。

なお、学習会の司会を担当した「民族教育の未来を考えるネットワーク広島」代表の村



朝鮮学園の金校長代理に支援金の目録を読み上げる足立共同代表（右）

上敏さんから、国が私立学校に対して支給している「物価高騰対策補助金」を、広島県は朝鮮学校を支給対象から外して不支給にしていることが報告され、支給を求めて取り組みを強めていくことを全体で確認し合いました。

県護憲が総会・学習会

憲法を守る広島県民会議は12月19日、自治労会館で2022年度総会を開催し、今年度の総括および次年度方針を決定しました。

総会は、岩本喜寿さん（平和福祉を進める広島の会）を議長に選出。檀上正光代表委員はあいさつで、「安保3文書の改訂で、憲法9条がなし崩しになっている。軍備増強は



破滅への道」と岸田政権の進める、先制攻撃容認を含む軍事拡大路線を強く非難しました。

議事では、活動報告及び決算、次年度方針及び予算を全体の拍手で承認し、次年度役員体制を確認しました。

閉会あいさつで山田延廣代表委員は、「安倍政権が強行した安全保障法制でさえ、少なくとも国会での議論を行った。しかし、岸田政権は内閣で決めているだけで、国会での議論もなく国民を縛ろうとしている。憲法9条を踏み越えており、決して容認できない。このことを県民・市民に伝えていかななくてはならない」と私たちの課題を改めて提起しました。

総会後の学習会は、「憲法をめぐる状況」と題して、戦争をさせないヒロシマ1000人委員会呼びかけ人で県原水禁代表委員の金子哲夫さんが、憲法審査会での議論を中心に問題点を述べられました。

その中で金子さんは、憲法審査会の多くの時間が緊急事態条項をめぐる議論であったことを紹介し、「もし緊急事態条項が憲法に盛り込まれると閣議決定のみで人権（権利や自由）の制限が行われる危険が増大する」「憲法を超越して独り歩きすることが予測されるため慎重な議論が必要」と指摘するとともに、「議員の4分の1の署名があれば内閣は国会を称しないといけないはずだが、召集時期に触れていないために招集されない事態が続いている。憲法改正をしたいがための論議に終始しているが、こうしたことこそ、議論すべき」と問題点が述べられました。

その上で、「憲法審査会の役割は、憲法改正を進めることだけではない、安倍国葬問題などもあったが今の憲法状況こそ議論すべき」とし、「憲法改正の最後の手続きは国民投票。常に声を上げ、行動し、世論を喚起しなくてはならない」と課題が提起されました。